

令和2年2月農業委員会定例総会議事録

- 1 開催日時
令和2年2月28日（金）
開会 午後1時30分
閉会 午後2時00分
- 2 開催場所
尾張旭市役所 201会議室（南庁舎2階）
- 3 出席委員
農業委員11名
- 4 欠席委員
なし
- 5 傍聴者数
なし
- 6 出席した事務局職員
事務局長、事務局次長、事務局補佐、主査
- 7 議題等
第1号議案 農地法第5条の規定による許可申請について
第2号議案 農用地利用集積計画の決定について
第3号議案 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用配分計画案に対する意見について
報告事項2 農地法第5条の規定による届出の専決について
- 8 会議の要旨

会 長	本日はご多忙のところお集まりいただきまして、ありがとうございます。 ただいまの出席委員は、11名です。定足数に達しておりますので、これより2月の農業委員会総会を開催します。 総会規則により議事録を作成するため、議事録署名者を指名させていただきますが、ご異議ございませんか。
委 員	【異議なしの声】
会 長	異議もないようですので、次の委員を指名させていただきます。 議事録署名者は、若杉美由樹委員、秋田文夫委員にお願いをいたします。
会 長	本日の付議事件としては、第1号議案「農地法第5条の規定による許可申請について」が1件、第2号議案「農用地利用集積計画の決定について」が1件、第3号議案「農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用配分計画案に対する意見について」が

会 長	<p>1件でございますのでよろしくお願いいたします。</p> <p>それでは早速ですが、第1号議案「農地法第5条の規定による許可申請について」、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局 補佐	<p>この議案は、農地法第5条の規定に基づく権利移動に関する許可申請があったため、本市農業委員会の意見を求めるものでございます。申請内容につきましては、別紙調書のとおりでございます。</p> <p>【調書を朗読】</p> <p>調書の説明は以上でございます。</p>
会 長	<p>それでは、第1号議案を調査されました委員の方から調査結果の報告をお願いします。</p>
水野洋子 委 員	<p>2月22日、水野政起委員、緒方佐代子委員と現地を調査しました。申出地は柏井町地内、柏井町の交差点から、北東へ約200メートルの地点に位置する畑で、現在は耕作されておらず、草刈により管理されている状態です。</p> <p>申出地周辺の状況は北側、南側が宅地、東側が道路を挟んで宅地、西側が水路用地となっています。</p> <p>申請者は内装工事業者の代表者であり、自身が経営している会社の業績が伸びており、車両や資材置場が不足しているため、申請地を取得し、会社の資材置場として利用する計画です。</p> <p>利用計画図から、雨水は申請地南東側に設置した集水桝に集め東側の側溝に放流。土地の造成は雨水が集水桝の方向に流れるよう勾配をつけ、土砂の流出を防止するため周辺にコンクリートブロックを設置するとのことであり、周辺農地への支障はないと考えられます。</p> <p>以上のことから、調査員の意見としては、許可相当であると考えます。調査結果の報告は以上です。</p>
会 長	<p>報告が終わりましたので、何か質問はございませんか。</p>
会 長	<p>質問もないようですので、第1号議案「農地法第5条の規定による許可申請について」、賛成のかたは挙手をお願いします。</p>
委 員	<p>【挙手全員】</p>
会 長	<p>挙手全員により、第1号議案については許可相当とすることに決まりました。</p>
会 長	<p>続きまして、第2号議案「農用地利用集積計画の決定について」、第3号議案「農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用配分計画案に対する意見について」でございますが、これらの議案は農地中間管理事業の権利設定についての議案となります。それぞれ関連がございますので、一括で審議をお願いします。</p> <p>事務局から説明をお願いします。</p>

事務局 補佐	<p>第2号議案「農用地利用集積計画の決定について」は、農業経営基盤強化促進法第18条第1項に基づき、市町村が農用地利用集積計画の決定を農業委員会に求めるものでございます。</p> <p>申請内容につきましては、別紙調書のとおりでございます。</p> <p>【調書の説明】</p> <p>なお、この議案の権利の設定を受ける者はすべて農地中間管理機構である愛知県農業振興基金であることから、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件に適合しているものと思われます。</p> <p>第2号議案の説明は以上でございます。</p> <p>続きまして、第3号議案「農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用配分計画案に対する意見について」は、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により尾張旭市が作成した農用地利用配分計画の案について、農業委員会の意見を聴取する必要があるからでございます。</p> <p>申請内容につきましては、別紙調書のとおりでございます。</p> <p>【調書及び借受希望者の説明】</p> <p>なお、借受希望者は農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項各号の規定に該当しているものと思われます。</p> <p>第3号議案の説明は以上でございます。</p>
会 長	説明が終わりましたので、何か質問はございませんか。
加藤清徳 委 員	申請地は荒地であるが、農地として誰が復旧するのか。借受者は納得しているのか。
事務局 補佐	今回、受け手が農地として復旧を行うとの条件がまとまっています。もし、受け手に借受の意向が無ければ中間管理事業による権利設定を行うことはできません。
秋田文夫 委 員	荒地を畑に再生することに感心する。このような熱意のある若い方が尾張旭市で就農してくれるのは非常にありがたいことだと思う。
会 長	他に質問もないようですので第2号議案「農用地利用集積計画の決定について」及び第3号議案「農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用配分計画案に対する意見について」賛成のかたは挙手をお願いします。
委 員	【挙手全員】
会 長	挙手全員により、第2号議案と第3号議案について決定しました。
会 長	これもちまして本日の議案は終了しました。 次に報告事項に移ります。事務局より報告をお願いします。
事務局 補佐	それでは、報告事項2「農地法第5条による届出の専決について」説明させていただきます。

	<p>第5条による届出が、3件で982平方メートル。</p> <p>これらの届出については、事務局において審査し、適正と判断し専決により受理したものでございます。</p> <p>引き続き関係調書の説明をさせていただきます。</p>
事務局	『第5条関係調書の説明』
会 長	<p>以上、事務局からの報告は終了しました。</p> <p>本日の議事はこれもちまして終了しました。</p> <p>その他事務局より、委員の皆さんにお知らせなどがありますか。</p>
事務局	今月は特にお知らせはございません。
会 長	<p>これもちまして本日の総会を閉会します。</p> <p>それでは、次回の総会は、3月27日（金）午後1時30分から201会議室にて、開催したいと思います。</p> <p>皆さまお疲れさまでございました。</p>